

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟

訴 状

大阪地方裁判所 御 中

2009年（平成21年）12月16日

原告訴訟代理人

弁護士（代表） 辻 公 雄

外3名

当事者の表示－別紙当事者目録のとおり

第1 請求の趣旨

- 1 内閣官房内閣総務官が原告に対し、2009年（平成21年）12月1日に行った内閣官房報償費の支出関係書類の不開示決定処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

はじめに

官房報償費は「機密費」と呼ばれているが、実際の支出は機密ではない。官房報償費の支出目的は「政策推進費」「調査情報対策費」「活動関係費」であると言われている。

「政策推進費」とは、国会議員等に対する情報の収集に名を借りた「国会議員対策費」である。これらの国会議員等に対する対価とは買収以外の何ものでもない。

「調査情報対策費」とは、国会議員らとの料亭、ホテル等での宴会政治の「会合費」である。

「活動関係費」とは、タクシー代、本代、贈答品、慶弔費、銀行振込手数料である。

自民党時代の官房報償費は国会議員等への「ヤミ金」「裏ガネ」として支出されていた。民主党は野党時代、官房報償費についてその公開を要求していた。平野官房長官になればその公開がなされるものと多くの国民は期待していた。

しかし、平野長官の官房報償費に関する情報公開は自民党時代と何ら変わりなく、官房報償費の一部すらも開示されない。これでは国民の多くの期待に反する。この結果、自民党の政権末期の9月1日「食い逃げ2億5千万円の官房報償費」を追及できないありさまとなっている。

本裁判は、民主党、平野官房長官に対する自らの官房報償費の支出の開示を求める裁判である。

1 情報公開請求と不開示決定

(1) 原告は、処分庁に対し、

- ① 2009年（平成21年）10月1日付で、2009年9月16日から同年9月末日までの内閣官房費の報償費について、開示請求をした（甲1号証）。
- ② その後、2009年10月9日付で補正を行い、本件対象文書の一部を特定した（甲2号証）。

(2) ① 処分庁は、原告に対し、2009年（平成21年）12月1日付行政文書開示決定通知書で「長官の会計課長あての請求書」「支出決定決議書」を開示する旨回答があったが、具体的に用途のわかる出納管理簿については不開示とした（甲3号証）。なお、支出計算書及び報償費支払明細書は、「開示

請求のあった時点で当該文書を作成していない」（不存在）であり、政策推進費受払等、支払決定書及び領収書は、「当該文書を作成等すべき事実がないため」（不存在）であった。

② 原告は、開示する上記行政文書を申請したところ、平成21年9月24日金6000万円を請求し、同日官房長官に支出された、ということが判明しただけであった（甲4号証）。自民党時代の官房報償費の公開と全く同様であった。なお、11月20日、官房長官は記者会見においてこの金額を公表していた（甲5号証）。

(3) 処分庁は、本件対象文書については、「報償費は、事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じてその都度の判断で最も適当と認められる方法により流動的に使用する経費であり、このような報償費の性格上、その具体的な使途に関する文書を明らかにすることは、事務の円滑かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当する。また、報償費の具体的な使途には、これを明らかにすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるものがあり、法第5条第3号にも該当する。」として、情報公開法5条第6号、または5条第3号を理由として不開示処分にした。

2 本件処分の違法性について

(1) 安倍官房長官時代の月別、使用目的別回数は別表のとおりであり、大半は会合費であることがわかる（甲6号証）。今回の平野長官の場合は、政策推進費がなかったというのであり、かつ領収書も存在しないという以上、本件対象文書（内閣官房報償費出納管理簿）を非公開にする必要性は存在しない。

(2) 内閣官房報償費出納管理簿とは

本件文書の形式は、甲7号証のとおりである。本件文書の内容に記載されている情報は、

- ① 文書名（内閣官房報償費出納管理簿）
- ② 内閣官房報償費の出納に係る年月日
- ③ 使用目的等（入金又は目的類型別の区分）
- ④ 支払額
- ⑤ 残額
- ⑥ 支払相手方等
- ⑦ その月の受領額及び支払額の合計額、その月の月末における残額
- ⑧ 確認を行った事務補助者の氏名

が記載されている。

(2) ところが、処分庁は、本件対象文書そのものを非公開とした。しかし、それは全く理由がない。

- ① 文書名（内閣官房報償費出納管理簿）の存在自体は明らかであるから何ら秘密ではない。
- ② 内閣官房報償費の出納に係る「年月日」はおそらく内閣官房内において支払い決定をした日で、大半は月末に決済をしていると思われる。仮に、月途中で支払決定がなされても、その事実には何の秘密性もない。
- ③ 使用目的は、「政策推進費」「調査情報対策費」「活動関係費」が記載されているだけで、これは何の秘匿性もない。
- ④ 「受領額」「支払額」「残額」もそのこと自体は何の秘密性もない。
- ⑤ その月の「受領額」及び「支払額」についても、そのこと自体に何の秘密性もない。
- ⑥ 「支払相手方」については、この出納管理簿の「支払相手等」の欄を見れば、そこには「（注）本欄は記載した場合、支障があると思われる場合は省略することができる」と記載されている。すなわち、元々支障のある「支払相手等」の記載は、作成者において自ら記載せず省略しているのである。そうで

あれば、作成者自身が公務の遂行に実質的な支障のおそれのある記載を除外することを想定しているのである。したがって、本件文書の「支払相手先」を非公開にする必要性はない。

- (4) 以上のとおり、本件対象文書には、情報公開法5条6号又は5条3項に該当する事実は不存在であるので、直ちに公開されたい。

以上

証 拠 方 法

- | | |
|---------|----------------------|
| 1、甲第1号証 | 行政文書開示請求書 |
| 2、甲第2号証 | 補充書 |
| 3、甲第3号証 | 行政文書開示等決定通知書 |
| 4、甲第4号証 | 請求書 |
| 5、甲第5号証 | 官房長官記者発表 |
| 6、甲第6号証 | 国の平成21年10月19日付第6準備書面 |
| 7、甲第7号証 | 内閣官房報償費出納管理簿（形式） |

添 付 書 類

- | | |
|-----------|-----|
| 1、甲号証（写し） | 各1通 |
| 2、委任状 | 1通 |

当事者目録

〒

原告

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル5階

原告訴訟代理人

弁護士 辻 公 雄

〒530-0047 大阪府北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館8階

あさひ法律事務所（送達場所）

TEL06-6314-4188 FAX 06-6314-4187

弁護士 阪 口 徳 雄

〒530-0047 大阪府北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館10階

弁護士 徳 井 義 幸

弁護士 谷 真 介

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 千 葉 景 子

〒100-8968 東京都千代田区永田町1丁目6番1号

処分行政庁 内閣官房内閣総務官 千 代 幹 也

安倍官房長官の報償費支払い一覧表

支払決定月	使用目的	使用目的区分	回数
2005 年 11 月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	2
	調査情報対策費	会合	33
	活動関係費(1)	交通費	3
	活動関係費(2)	会合	9
	活動関係費(3)	書籍類	3
	活動関係費(4)	活動経費	3
	活動関係費(5)	贈答品	3
	活動関係費(6)	慶弔費	1
	活動関係費(7)	支払関係経費	2
	活動関係費(8)	謝礼	1
2005 年 12 月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	3
	調査情報対策費	会合	29
	活動関係費(1)	交通費	2
	活動関係費(2)	会合	12
	活動関係費(3)	書籍類	2
	活動関係費(4)	活動経費	3
	活動関係費(5)	贈答品	4
	活動関係費(6)	慶弔費	1
	活動関係費(7)	支払関係経費	1
	活動関係費(8)	謝礼	1
2006 年 1 月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	3

	調査情報対策費	会合	36
	活動関係費(1)	交通費	2
	活動関係費(2)	会合	12
	活動関係費(3)	書籍類	2
	活動関係費(4)	活動経費	2
	活動関係費(5)	贈答品	2
	活動関係費(6)	慶弔費	0
	活動関係費(7)	支払関係経費	1
	活動関係費(8)	謝礼	2
2006年2月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	2
	調査情報対策費	会合	23
	活動関係費(1)	交通費	2
	活動関係費(2)	会合	12
	活動関係費(3)	書籍類	4
	活動関係費(4)	活動経費	1
	活動関係費(5)	贈答品	5
	活動関係費(6)	慶弔費	0
	活動関係費(7)	支払関係経費	1
活動関係費(8)	謝礼	0	
2006年3月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	3
	調査情報対策費	会合	50
	活動関係費(1)	交通費	2
	活動関係費(2)	会合	8
	活動関係費(3)	書籍類	2

	活動關係費(4)	活動經費	1
	活動關係費(5)	贈答品	2
	活動關係費(6)	慶弔費	3
	活動關係費(7)	支払關係經費	1
	活動關係費(8)	謝礼	1
2006年4月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	2
	調査情報対策費	会合	32
	活動關係費(1)	交通費	3
	活動關係費(2)	会合	12
	活動關係費(3)	書籍類	1
	活動關係費(4)	活動經費	1
	活動關係費(5)	贈答品	1
	活動關係費(6)	慶弔費	1
	活動關係費(7)	支払關係經費	3
	活動關係費(8)	謝礼	0
2006年5月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	2
	調査情報対策費	会合	33
	調査情報対策費	対価	1
	活動關係費(1)	交通費	2
	活動關係費(2)	会合	14
	活動關係費(3)	書籍類	7
	活動關係費(4)	活動經費	1
	活動關係費(5)	贈答品	1
	活動關係費(6)	慶弔費	6

	活動關係費(7)	支払關係經費	0
	活動關係費(8)	謝礼	2
2006年6月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	3
	調査情報対策費	会合	35
	活動關係費(1)	交通費	3
	活動關係費(2)	会合	15
	活動關係費(3)	書籍類	4
	活動關係費(4)	活動經費	7
	活動關係費(5)	贈答品	2
	活動關係費(6)	慶弔費	2
	活動關係費(7)	支払關係經費	1
	活動關係費(8)	謝礼	2
2006年7月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	1
	調査情報対策費	会合	41
	活動關係費(1)	交通費	2
	活動關係費(2)	会合	12
	活動關係費(3)	書籍類	1
	活動關係費(4)	活動經費	1
	活動關係費(5)	贈答品	1
	活動關係費(6)	慶弔費	5
	活動關係費(7)	支払關係經費	1
	活動關係費(8)	謝礼	7
2006年8月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	2
	調査情報対策費	会合	0

	活動関係費(1)	交通費	0
	活動関係費(2)	会合	0
	活動関係費(3)	書籍類	0
	活動関係費(4)	活動経費	0
	活動関係費(5)	贈答品	0
	活動関係費(6)	慶弔費	0
	活動関係費(7)	支払関係経費	0
	活動関係費(8)	謝礼	0
2006年9月	政策推進費	対価(合意・協力・情報)	3
	調査情報対策費	会合	58
	活動関係費(1)	交通費	4
	活動関係費(2)	会合	26
	活動関係費(3)	書籍類	4
	活動関係費(4)	活動経費	4
	活動関係費(5)	贈答品	5
	活動関係費(6)	慶弔費	3
	活動関係費(7)	支払関係経費	2
	活動関係費(8)	謝礼	4

8月分の一部の支払決定をしていない部分があったので、9月に一度に決済した模様。

政策推進費の最後の1回は安部が金庫に残りの報償費をカラッポにした様子。